



『期待込め その手に託す この一票』



3月26日(日)は千葉県知事選挙の投票日

投票時間は、
午前7時～午後8時

今後の県政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。
この特集のお問い合わせは、選挙管理委員会 ☎ 483-1151 (代表) へ

八千代市で投票できる人

▶平成11年3月27日までに生まれた日本国民
▶28年12月8日までに本市に転入の届け出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている人
▶本市の選挙人名簿に登録されている人
※県外に転出した人は投票できません。

県内で住所を変更した人

●市内で住所を変更した人

2月22日(水)までに市内で住所変更の届け出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。それ以降に住所変更の届け出をした人は、旧住所地の投票所で投票してください。

●八千代市→ほかの市区町村

本市の選挙人名簿に登録されていれば、本市で投票できます。詳しくはお問い合わせを。

●ほかの市区町村→八千代市

県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が28年12月9日以降に本市に転入(市町村を単位に1回に限られます)した場合は、次の方法で投票できます。いずれも「引き続き県内に住所を有することの証明書」が必要です。

①前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し、投票日前日の3月25日(土)までに本市の選挙管理委員会に持参して不在者投票をする。投票用紙などの請求の書類は、市役所6階選挙管理委員会へ配布、または千葉県知事選挙特設ホームページからダウンロードできます。

②3月25日(土)までに、前住所地の市区町村の期日前投票所に行って投票する。

③投票日の3月26日(日)に、前住所地の投票所に行って投票する。

■引き続き県内に住所を有することの証明書の発行

次の場所で発行します。詳しくは戸籍住民課 ☎483-1151へお問い合わせください。

- ①3月10日(金)～25日(土)…市役所1階戸籍住民課/午前8時30分～午後8時 支所・連絡所/午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)
- ②3月26日(日)…戸籍住民課/午前7時～午後8時

●当日、投票に行けない人は期日前投票を

投票日に仕事や旅行などで投票できない人は期日前投票ができます。投票の際に、投票日に投票所に行けない理由などを記入する宣誓書の提出が必要となります。入場整理券裏面が宣誓書になっています。

期日前投票所名	期間・時間
市役所2階第1会議室	3月10日(金)～25日(土) 午前8時30分～午後8時
ユアエルム八千代台店 3階エルムスペース	3月19日(日)～25日(土) 午前10時～午後8時
イオンモール八千代緑が丘 3F 専門店 ミーティングルーム	
フルルガーデン八千代 専門店モール 2F 会議室	

●病院や施設に入院・入所している人の投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。詳しくは入院・入所先へ。

●郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を持っていて、要件に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。投票用紙の請求は3月22日(水)までです。該当要件や請求方法はお問い合わせください。

●代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で、投票用紙に候補者の氏名を自分で書けない人は、投票所の係員による代理投票ができます。また、点字投票用の投票用紙と点字器を投票所に設置しています。代理投票や点字投票を希望する人は、投票所の係員に申し出てください。

●選挙公報は新聞折り込みで

「選挙公報」は、朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の各新聞に折り込んで配布します。市役所、支所・連絡所、公民館、図書館、ふれあいプラザ、市内各駅などにも置きます。市ホームページからも見ることができます。また、点字版や音声版、拡大文字版の選挙公報もありますので、お問い合わせください。※新聞未購読の世帯で新たに配布を希望する人は、市選挙管理委員会にご連絡を。

●入場整理券は封書で郵送

入場整理券は3月9日(木)から順次、封書で郵送します。ご自身の入場整理券を忘れずにお持ちください。なお、お持ちでない場合でも、投票所で再発行します。

投票所は、入場整理券に記載してあります。

●市民体育館で即日開票

開票は、3月26日(日)午後9時から市民体育館で行います。同館2階で観覧できます。開票速報は午後10時から30分ごとに掲示します。

■市ホームページでの開票速報 午後10時15分から確定まで、30分おきに発表

■電話での問い合わせ 午後10時15分から確定30分後まで、選挙管理委員会 ☎483-1151

3月議会は2月21日に開会しました
 ■3月1日以降の日程 ▼1日(水)一般質問、質疑 ▼2日(木)・3日(金)各常任委員会 ▼7日(火)・10日(金)予算審査特別委員会 ▼22日(水)総括審議 ※それぞれ午前10時から始まり、傍聴できます。
 ■本会議と委員会は傍聴できません 傍聴を希望する人は、市役所4階議会事務局で手続きを。▼本会議 当日午前8時30分から会議終了まで受け付け。先着58人 ▼委員会 委員会の開会予定時刻30分前から会議終了まで受け付け。各委員会先着10人(受け付け開始の時点で傍聴希望者が10人を超える場合は抽選)
 ■インターネット中継 本会議を市ホームページで生中継します。通常は会議の翌日(土曜・日曜日を除く)から録画中継でも見られます。詳しくは議会事務局 ☎(483)1151へ。(議事課)

パブリックコメント 八千代市空き家等の適正管理に関する条例の改正(案)に対する意見を募集

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、八千代市空き家等の適正管理に関する条例の改正(案)に対する意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所を有する人、市内に事業所を有する人、市内事業所に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係を有する人です。※意見に対する個別回答は行いません。
 ▼募集期間 3月1日(水)～31日(金)必着 ▼公表場所 建築指導課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する募集要項に記載 (建築指導課)

臨時福祉給付金(経済対策分) 3月1日(水)から申請受け付け開始

対象の人には、申請書(請求書)を2月27日(月)から順次発送します。3月中旬までに届かない場合は、臨時福祉給付金担当へお問い合わせを。今回は29年4月～31年9月の2年6か月分(1人につき1万5000円)を一括して給付。1回限りです。

■給付対象者 昨年実施した臨時福祉給付金(28年度)の給付対象の人。※28年1月1日に本市に住居があり、28年度の市民税・県民税(住民税)均等割が課税されていない人。ただし、課税されている人の扶養親族や生活保護受給者などは対象外です。

■申請方法 申請書(請求書)に必要事項を記入し、3月1日(水)～6月8日(木)消印有効で、〒276-8790市役所臨時福祉給付金担当(仮設事務所)へ郵送または持参。

■臨時福祉給付金を装った「電話で詐欺」や「個人情報情報の詐欺」にご注意を 給付金の申請にマイナンバーは必要ありません。不審な電話やメールがあったときは、市役所、八千代警察署へご連絡ください。(臨時福祉給付金担当 ☎(484)3288)

